

7. 実績報告

事業完了後1か月以内又は令和8年3月10日のいずれか早い日に、次の書類を提出してください。
(期日厳守)

- ① 助成事業実績報告書(様式第10号)
- ② 別記 収支決算書
- ③ 「ひょうご若者被災地応援プロジェクト」実績報告書(別紙2)
- ④ 別記 行程表
- ⑤ 助成金請求書(様式第12号)
※振込先が申請者と異なる場合は、委任状を提出
- ⑥ 通帳写し(表紙及びその裏面(1ページ目))
- ⑦ 領収書(A4サイズの用紙に貼り付けてください)
※領収書はコピーで可、コピーの場合は原本証明書を提出
- ⑧ 活動状況がわかる写真等

①から⑤の書類は、プラザのホームページからダウンロードしてください



8. 活動報告会への参加

採択された団体には、当プラザが主催する活動報告会に参加して発表していただきます。
(令和8年2月頃開催)

9. お問い合わせ先

◇ひょうごボランティアプラザ(月曜～金曜 9:00～17:00)
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー6階
電話078-360-8845 Eメールアドレス vpplaza@hyogo-wel.or.jp



津波を被った家屋の泥はがし
(石川県珠洲市)



地域住民とのサロン会
(宮城県山元町桜塚復興住宅)

令和7年度 「ひょうご若者被災地応援プロジェクト」 助成のご案内

ひょうごの若者が自然災害被災地を支援する取組みを応援します。

ひょうごボランティアプラザでは、「ふるさとひょうご寄附金」を活用し、ひょうごの若者が東日本大震災や熊本地震災害など大規模災害の被災地を支援する活動に対して経費を助成します。これにより被災地復興を支援するとともに今後の被災地支援を担う人材を養成します。

◆対象団体・グループ

大学・高校・専門学校に通う学生など、県内在住、在学、在勤の5名以上で構成された15歳以上35歳未満の方が主体の団体・グループ

◆事業の対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月10日

※ただし現地での活動は、原則として令和8年2月28日までに終えること

◆募集期間

令和7年4月1日(火)～12月5日(金)

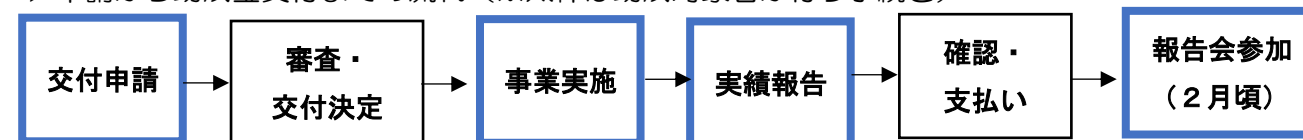
予算に達するまで随時受付をします

※応募される前に、必ずひょうごボランティアプラザにご相談ください

◆助成限度額

上限20万円

▶申請から助成金交付までの流れ(※太枠は助成対象者が行う手続き)



社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
ひょうごボランティアプラザ

1. 対象団体・グループ

- 大学・高校・専門学校に通う学生など、県内在住、在学、在勤の5名以上で構成された若者の団体・グループ（15歳以上(中学生を除く)35歳未満の者を主体とするものに限る）。代表者は20歳以上とします。なお、参加者全員が未成年の場合は20歳以上の引率者が必要です。
- 宗教活動、政治活動、営利活動を目的とする団体・グループでないこと。
- 反社会的活動を行う団体・グループでないこと。

2. 助成事業の内容

- 「被災者生活再建支援制度」の適用を受けた復興期を迎えた被災地において被災者を支援するために行う活動で、次の①～⑥のすべての要件を満たすものとします。
- ① 被災地を支援する活動として、受入・協働先の団体・グループ、施設等の同意を得ていること。
 - ② 被災地支援として、2日以上活動を行うものであること（連続した2日でない場合や訪問先が異なる場合も可とする。ただし活動日程が決定していること）。
 - ③ オンラインを活用した支援活動も対象とするが、被災地と交流、連携していると認められるものに限る。
 - ④ 活動終了後、報告会・学習会等を実施し活動の成果の共有・評価を行うこと。
 - ⑤ 令和8年2月頃に実施するひょうごボランタリープラザ主催の活動報告会に参加し、発表すること。
 - ⑥ 当該助成を受けた経費以外については、他の助成制度の利用が可能。ただし、兵庫県社会福祉協議会（当プラザを含む）の他の助成金との併用は不可。

【支援活動内容の例】

- 被災地の暮らしやまちの復興につながる活動
（避難所・仮設住宅の支援活動、被災地のコミュニティ活動の支援等）
- 被災者の励ましにつながる活動
（災害等により損傷した写真の修復活動、傾聴ボランティア活動等）
- 被災した子ども達の心と身体の復興支援
（避難している子どもの支援活動、被災地と兵庫県の子どもの交流活動等）
- 被災高齢者の見守り・生きがいつくりにつながる活動
（被災高齢者が講師となった昔の遊び・伝承事業、ふれあい喫茶等）
- 被災地のまちのにぎわいつくりにつながる活動
（被災地域での特産品PR支援、まちの再発見マップづくり等）
- 災害対応、復旧・復興に係るスキルを高める人材養成や次世代への継承につながる活動
（被災地との交流・連携を織り込んだセミナーや研修会等）
- その他、被災地の地域づくり活動の活性化支援等

3. 助成対象経費・助成限度額・募集事業数

(1) **助成対象経費** 次に掲げる対象経費の実費（領収書のあるものに限る）を助成します。

対象経費	活動費	消耗品、印刷費、通信・運搬費、使用料・賃借料、ボランティア保険料
	旅費	被災地への往復及び被災地内での交通費、被災地での宿泊費
	講師謝金・旅費	セミナー・研修会等に招く外部講師に対して支払う謝金及び旅費
対象外経費	経済的でない経費	グリーン車等の利用料金、高額な宿泊費等
	食糧費	※炊き出しボランティアや交流活動等の食材は対象となります
	謝金・報償費	※上記の外部講師謝金は除く
	支援活動として必要性が低い経費	お揃いのTシャツ、ビブス等
	PC等のデジタル機器の購入費用	

- (2) **助成限度額** 上限20万円 ※概算払い(上限1/2)も可能です。
- (3) **募集事業数** 20件程度(同団体・グループによる同一年度内の申請は1回限り)

4. 募集期間

令和7年4月1日（火）～12月5日（金）
予算に達するまで随時受付をします。
なお、審査の都合上、出発日の1カ月前までに必ず応募をお願いします。
（応募される前に、必ずひょうごボランタリープラザにご相談ください。）
※令和7年4月の活動で、出発日まで1か月をきる場合は早急にご相談ください。
※最終締切日（12月5日）に詳細未定な場合は、事前相談のうえ締切日までに仮申請を行ってください。

5. 応募書類

- (1) 応募書類はひょうごボランタリープラザHP「コラボネットひょうご」(<https://www.hyogo-vplaza.jp/>)のトップページ「プラザからのお知らせ」→「ひょうご若者被災地応援プロジェクト」から、各様式をダウンロードしてください。
- ① 助成金交付申請書（様式第1号）
 - ② 別記 収支予算書
 - ③ 「ひょうご若者被災地応援プロジェクト」事業計画書（別紙1）
 - ④ 別記 行程表
- (2) 応募書類は担当者に事前連絡のうえ、メールにて提出してください。



応募書類はプラザのホームページからダウンロードしてください。

6. 助成事業の決定

提出された所定の応募書類に基づき、ひょうごボランタリープラザが事業内容などを審査、決定します。助成金交付が決定した団体には「助成金交付決定通知書」によりお知らせします。